

第423回小野市議会定例会提出議案の概要について

議案第51号	令和元年度小野市歳入歳出決算の認定について
議案第52号	令和元年度小野市都市開発事業会計決算の認定について
議案第53号	令和元年度小野市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について
議案第54号	令和元年度小野市下水道事業会計決算の認定について
令和元年度の一般会計、都市開発事業会計及び水道・下水道事業会計4件の決算について、議会の認定を求めようとするもの。	

議案第55号	令和2年度小野市一般会計補正予算（第5号）
新型コロナウイルス感染症対策として、リモートワークやウェブ会議の環境整備や町ぐるみ検診のウェブ予約システム導入、学校における感染症対策等に係る支援の拡充や市民要望に対応するための道路維持補修などの経費を補正しようとするもの。	
	補正額 118,700千円 追加
	補正後総額 28,227,700千円

議案第56号	令和2年度小野市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
人事異動に伴う人件費、確定した前年度繰越金及び前年度県費支出金の精算確定に伴う償還金、交通事故に係る第三者納付金などを補正しようとするもの。	
	補正額 107,500千円 追加
	補正後総額 5,742,500千円

議案第57号	令和2年度小野市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
人事異動に伴う人件費、確定した前年度繰越金及び前年度繰越金を財源とする広域連合納付金などを補正しようとするもの。	
	補正額 16,200千円 追加
	補正後総額 677,400千円

議案第58号	令和2年度小野市水道事業会計補正予算（第2号）	
全世帯への水道料金の半年間免除に関し、当該影響相当額を特別損失とするともに、県水受水費の免除による受水費などを補正しようとするもの。		
収益的収入	補正額	350,000千円 増額
	補正後総額	1,380,000千円
収益的支出	補正額	270,000千円 増額
	補正後総額	1,534,000千円

議案第59号	小野市税条例等の一部を改正する条例の制定について
令和2年度税制改正による地方税法等の改正に伴い市税条例の規定を整備しようとするもの。	
【主な改正内容】	
<p><個人市民税関係>未婚のひとり親に対する寡婦（夫）控除の適用 [令和3年1月1日施行]</p> <p>未婚のひとり親に対しては個人住民税の非課税措置（合計所得金額が135万円以下の者）がとられているが、新たに婚姻歴のあるひとり親と同一の所得控除「ひとり親控除」を適用するもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生計を一にする子（総所得金額48万円以下の者に限る）を有する場合、かつ未婚のひとり親の合計所得金額が500万円以下の場合、30万円控除等を適用。 	
<p><市たばこ税関係>軽量の葉巻たばこ（リトルシガー）の課税方法の見直し [令和2年10月1日施行]</p> <p>重量比例課税が適用されている1本あたり1グラム未満の軽量の葉巻たばこについて、本数課税方式へ見直しを行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・R2.10.1～ 0.7g未満の葉巻たばこを0.7本の葉巻たばことみなして課税 ・R3.10.1～ 1g未満の葉巻たばこを1本の紙巻たばことみなして課税 	
<p><法人市民税関係>連結納税制度からグループ通算制度への移行 [令和4年4月1日施行]</p> <p>法人税（国税）において企業グループ全体を一つの納税単位とした連結納税制度から、各法人が個別に法人税の納税等を行うグループ通算制度へ移行したことに伴い、法人税法を引用している部分の規定の整理を行うもの。</p> <p>※法人市民税においては、従来から各法人を納税単位とするグループ通算制度がとられており、実質的な影響はない。</p>	
<p><その他>還付加算金等の割合の引き下げ [令和3年1月1日施行]</p> <p>市中金利の実勢をふまえ国税において還付加算金が見直されたことに伴い、</p>	

市民税等の還付加算金等の割合を引き下げるもの。

※本則に定める原則的な割合ではなく、附則に規定された特例割合に適用される。

- ・還付加算金：現行 年 1. 6% → 年 1. 1%
- ・延滞金：現行 年 8. 9% → 変更なし

議案第 6 0 号	小野市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
<p>租税特別措置法の改正（長期譲渡所得の特別控除創設）に伴い、同法の引用部分の規定の整理を行おうとするもの。（同特別控除は、所得割算定時の所得から控除されるが、軽減判定時の所得からは控除されない。）</p> <p>※長期譲渡所得の特別控除：都市計画区域内における低未利用地の譲渡について、当該譲渡益から 1 0 0 万円を控除する特別控除制度が創設されたもの。（譲渡価格が 5 0 0 万円以下のものに限る。）</p> <p style="text-align: right;">[令和 3 年 1 月 1 日施行]</p>	

議案第 6 1 号	小野市手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について
<p>デジタル手続法において、個人番号の「通知カード」が廃止されたことに伴い、通知カードの再交付に係る規定を削除するもの。</p> <p style="text-align: right;">[公布の日から施行]</p>	

議案第 6 2 号	小野市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
<p>子ども・子育て支援法の規定に基づき、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準について、内閣府令で定める基準を準用しているが、同府令が改正されたことに伴い規定の整理を行うもの。</p> <p style="text-align: right;">[令和 2 年 1 0 月 1 日施行]</p> <p>＜参考＞ 内閣府令（基準）の主な改正点</p> <p>これまで副食費は保育料の中に含まれていたが、保育料の無償化に伴い、2号認定の子どもに関する副食費について保育所が認定保護者から直接払を受けることができる費用となった。</p>	

議案第63号	小野市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例の制定について
---------------	----------------------------------------------------------

地域再生法第17条の6の地方公共団体等を定める省令の一部改正に伴い、知事の認定を受けた本社機能の移転及び拡充を行う事業者に対して行う不均一課税（固定資産税（税率1.4%）を10分の1とする）措置の対象期間を2年間延長するもの。[公布の日から施行]

- ・事業認定を受けられる期間を2年間延長し、令和4年3月31日までとする。（不均一課税の適用は令和6年3月31日まで）

議案第64号	小野市立コミュニティセンター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
---------------	----------------------------------------------------

コミュニティセンターおのを旧福祉総合支援センター施設に移転するため新施設を公の施設として室名及び使用料等を定めるもの。

[令和2年12月1日施行]

区分 室名	使用料の額（円）						
	9時～ 12時	13時～ 17時	18時～ 22時	9時～ 17時	13時～ 22時	9時～ 22時	超過 時間 (1h)
101コミュニ テイホール	3,000	4,000	5,000	5,000	8,000	10,000	1,000
201多目的ホ ール							
102会議室	1,000	1,500	2,000	2,000	3,500	4,000	400
103和室							
104会議室							
105美術室							
106会議室							
107調理室							

※使用料は、現行と同水準

議案第65号 市庁舎外解体工事請負契約について

旧市役所庁舎建物等の解体工事請負契約を締結しようとするもの。

[契約の内容]

○工事名 市庁舎外解体工事

○契約金額 2億9,700万円

※契約の相手方は、神戸市兵庫区里山町1番地の97

有限会社田浦商店

代表取締役 田浦 進次